

◎淀川右岸水防事務組合水防団水防団員の
任用基準について

制 定 平 2 3 . 4 . 1 決 裁
最近改正 令 6 . 1 0 . 1 決 裁

淀川右岸水防事務組合水防団条例（昭和 3 5 年淀川右岸水防事務組合条例第 1 1 号）第 4 条第 3 項に規定する
管理者が定める任用基準は次のとおりとする。

- （1） 組合防御区域内の市区町に居住、在勤又は在学の 1 8 歳以上の者
- （2） 健康で水防団業務に堪えうる者

実施時期 平成 2 3 年 4 月 1 日から実施する。

改正時期 令和 6 年 1 0 月 1 日から実施する。